

# 天橋立周辺 景観まちづくり計画の概要

## 天橋立の「歴史的景観」

### ■歴史や文化、人の営みが積み重なった姿

・天橋立は、平安時代から歌枕の地として親しまれ、古来から寺社・集落と自然の姿が調和した景勝・探訪の地として認識されてきている。

### ■時代を超えた精神的な存在

・傑出した景観を構成する天橋立を中心とした自然美は、雪舟を始めとする多くの文化人から賞賛されてきたほか、地域住民にとって地域固有の景観として愛されてきた。

### ■住民、さらに国民共有の財産

・日本三景として歴史的景観を引き継いできた天橋立は、住民さらには国民共有の財産として世界遺産に匹敵する価値を有している。

## 景観まちづくり計画の基本方針

### ■目標

○天橋立に誇りと愛着を持ち、さらに磨きをかけて次世代に継承するため、目標像を設定

(仮称) **未来につなげる天橋立、共に育む心のふるさと**

### ■基本方針

#### ○天橋立のシンボル景観の保全

- ・日本を代表する象徴的景観である天橋立及び周辺地域の自然景観を保全
- ・傘松公園や天橋立ビューランドから天橋立への眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全

#### ○地域に根ざした景観資源の活用による地域力の向上

- ・籠神社、真名井神社、智恩寺等の歴史的資源を活用した景観形成の推進
- ・地域の景観資源の再生による、観光振興や地域活性化の推進

#### ○住民と事業者、行政による景観まちづくり

- ・住民と事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進
- ・愛着や誇りが持てる景観まちづくりの推進

## 景観まちづくりに向けた取組

取組	具体的な取組
天橋立のシンボル景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観法・景観条例や屋外広告物条例等の活用による建築物、工作物や屋外広告物等に関するルールづくり</li> <li>○展望施設や公共施設等の修景計画の策定</li> <li>○天橋立の松並木と砂州の適正な維持管理の実施 等</li> </ul>
天橋立のさらなる魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界的な財産として多くの人々に理解されるとともに後世に継承させていくための世界遺産の登録に向けた取組の推進 (世界遺産登録可能性検討委員会の検討)</li> <li>○景観形成上、重要な歴史的・文化的建造物や樹木等の保全 (籠神社、真名井神社、智恩寺等)</li> <li>○五感にうったえる天橋立の魅力づくりの推進 等</li> </ul>
公共事業と一体となった景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観に配慮した道路や河川等の整備とそれらにあわせた周辺景観の整備 (府中バイパス、大手川の整備等)</li> <li>○山林の荒廃や阿蘇海の水質を改善するための取組の推進 等 (阿蘇海環境づくり協働会議)</li> </ul>
住民、事業者、行政の協働による景観まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観まちづくりの検討組織の継続とさらなる展開についての検討</li> <li>○住民、事業者、行政による景観まちづくりに関する連携の強化</li> <li>○住民等を対象とした景観まちづくりに関するシンポジウムや円卓会議など様々な意識啓発の取組の推進 等</li> </ul>
地域資源の活用による観光交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光と景観まちづくりをテーマにした他地域との交流や情報交換の推進</li> <li>○地域資源を活用したまちなか散策ネットワークの形成に向けた取組の推進 (サイン計画の策定)</li> <li>○観光シーズンにおける交通渋滞の解消に向けた交通システムの検討 等</li> </ul>

## 「景観まちづくり計画」とは

### ■天橋立周辺景観まちづくり計画 「天橋立周辺地域の景観マスタープラン」

○天橋立周辺地域の観光振興や地域活性化にもつなげる景観を活かしたまちづくりの推進計画

#### ■建築物や工作物等のルールづくり

##### 今年度策定予定

○傘松公園や天橋立ビューランドからの眺望や天橋立から周辺地域への景観を保全し、併せて幹線道路沿道の景観形成の誘導を図るため、区域全域を対象にした建築物の規制等

##### 今後状況に応じ策定を検討

○地域の個性や景観資源を再生し、地域活性化につながるまち並み景観を誘導するため、地域の状況に応じた地区毎のルールづくり



# 天橋立周辺 景観まちづくり計画の概要

## 景観計画の検討区域におけるゾーン区分の考え方

●眺望景観を守り、育て、将来に継承し、天橋立を中心とした、山並みや海域、沿岸域における良好な景観を維持していくために、天橋立と一体的な景観を形成している阿蘇海、宮津湾や周囲を取り囲む山並みの主尾根から海岸線までの範囲を**景観計画の検討区域**とし、土地利用や景観特性に応じてゾーンを区分し、景観まちづくり計画の検討を行う。

### 自然景観保全ゾーン

- 山並みと海域が織りなす豊かな自然景観を有し、天橋立への眺望景観の背景をなす重要な構成要素
- 「天橋立公園」「海域」（宮津湾及び阿蘇海）及びその周囲を取り巻く「山並み」（地域森林計画で規定された民有林及び国有林）の区域



阿蘇海と山並み

### 俯瞰景観重点ゾーン

- 天橋立とその近傍のまち並みが一体的に俯瞰される天橋立周辺を代表する象徴的な景観を有し、重点的な景観形成が必要な地域
- 主要な視点場（天橋立ビューランド、傘松公園）から天橋立を一望できる区域（天橋立を中心とした100°の範囲）

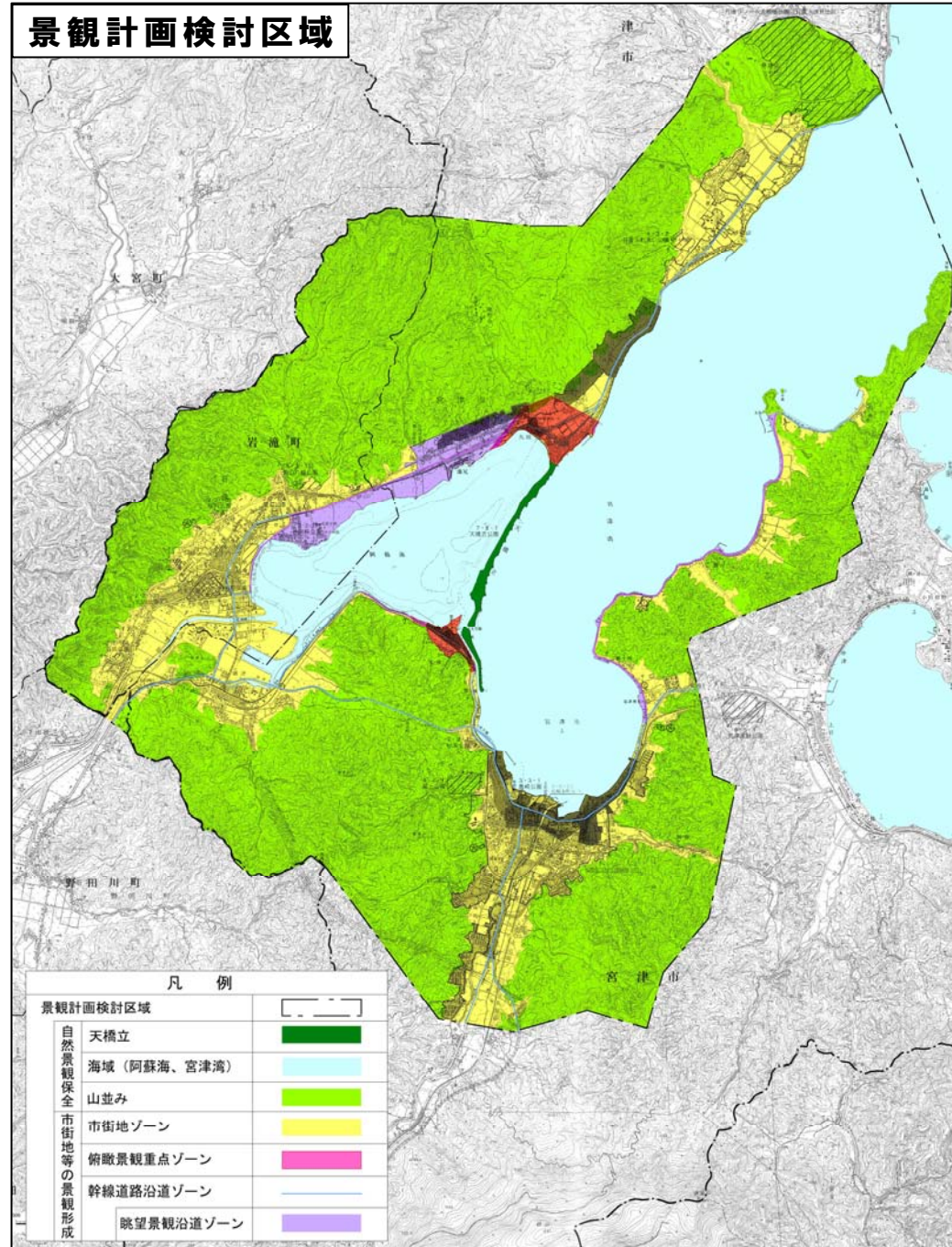


天橋立ビューランドからの俯瞰



傘松公園からの俯瞰

### 景観計画検討区域



### 幹線道路沿道ゾーン

- 沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観
- 良好な沿道景観の形成のために、主要な幹線道路沿道を対象



国道 176 号沿道（須津）

### 眺望景観沿道ゾーン

- 天橋立公園内から対岸の沿岸域へ眺望景観が得られるまち並み、また、来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア
- 天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2 kmの沿岸域



天橋立から溝尻方向



国分寺跡付近から天橋立方向

### 市街地ゾーン

天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等、他のゾーンを除く区域



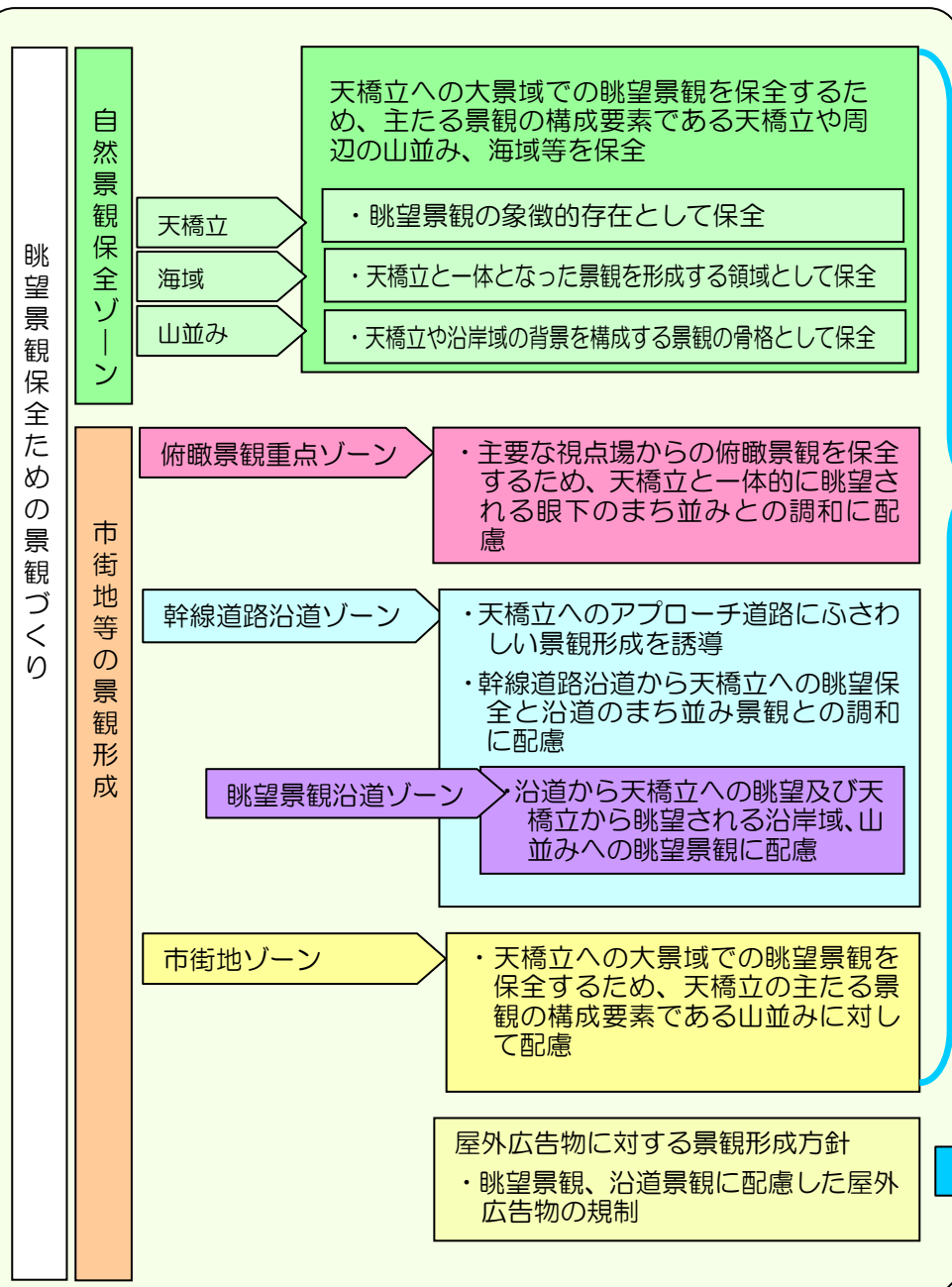
# 天橋立周辺 景観まちづくり計画の概要

## 景観形成にあたってのメインテーマ

### 天橋立の象徴的景観を守るための眺望景観保全

- 天橋立や周辺の山並みへの眺望は、日本を代表する象徴的景観であり、地域の心象的風景として守るべき存在であることから、天橋立を中核とした大景域の景観保全を図る
- 天橋立と一体的に眺望される象徴的な俯瞰景観は、地域住民や来訪者から親しまれていることや天橋立との歴史的つながりなどから、俯瞰される眺望景観の保全を図る

## 眺望景観保全のための景観形成方針



# 景観形成のためのルール（検討案）

## ■建築物等の景観形成ルール

### ●配慮を要する行為、規模

届出対象	届出対象
①自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン	すべての建築行為 (延べ床面積10㎡未満の建築物は除く)
②上記ゾーンを除く区域	下記のいずれか建築物に関する建築行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築物
③対象区域全域	①②に該当する建築物の外観及び色彩の変更に係る部分の面積が10㎡以上のもの

### ●景観形成の考え方

区域内の共通する項目	主な景観形成基準
自然景観保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分棟、分節化などによるボリューム感の低減</li> <li>・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた外壁の色</li> <li>・周辺環境との調和に配慮した植栽、地域の既存樹種の植栽</li> </ul>
俯瞰景観重点ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮した建物配置</li> <li>・海側の敷地境界及び山裾法面の緑化</li> <li>・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮</li> <li>・勾配屋根を基本。勾配のある軒庇も可</li> </ul>
幹線道路沿道ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置や建物の大きさ等を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮</li> <li>・天橋立への眺望及び天橋立からの眺望に配慮した建物配置</li> <li>・阿蘇海に面した敷地境界の植栽</li> <li>・和瓦の勾配屋根を基本。屋根勾配や向き等を揃える</li> </ul>
眺望景観沿道ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置等を揃えるなど、沿道景観の連続性に配慮</li> <li>・沿道から天橋立への眺望及び天橋立からの眺望に配慮した建物配置</li> <li>・海側の敷地境界の植栽</li> <li>・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮</li> <li>・勾配屋根を基本。勾配のある軒庇も可</li> </ul>
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮</li> <li>・勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める</li> </ul>

## ■屋外広告物の規制方針

### ●屋外広告物の設置に関する規制方針

規制方針	規制方針
俯瞰景観重点ゾーン	・「屋上広告物」「屋上広告塔」「突き出し型軒下広告物」「建植広告物」等の設置は行わないよう努める
幹線道路沿道ゾーン	・まち並みと調和した高さ、位置及び意匠とするとともに、非自己用の建植看板等の設置は行わないよう努める
眺望景観沿道ゾーン	・「建植広告物」「広告塔」「屋上広告物」等の設置は行わないよう努める

## ■工作物等の景観形成ルール

### ●配慮を要する種類、規模

主な対象（建築物の届出対象の規模を準用し、ゾーン別に規定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、高架水槽</li> <li>・コースター、観覧車等の遊戯施設</li> <li>・コンクリートプラント等その他これらに類する製造施設</li> <li>・自動車車庫の用途に供する施設</li> <li>・石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</li> <li>・汚水・汚物処理施設、ゴミ処理施設等の処理施設</li> <li>・装飾棟等</li> <li>・リフト、ケーブルカー等の移動施設 等</li> </ul>

### ●景観形成項目

位置・形態	主な景観形成基準
位置・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や周辺の山並みへの眺望に配慮</li> <li>・隣接するまち並みの連続性に配慮</li> <li>・周辺景観との調和に配慮</li> </ul>
色彩	・山並みの緑や天橋立の松並木の色彩との調和に配慮した落ち着いた色調

## ■開発行為等

### ●配慮を要する規模

自然景観保全ゾーン及び俯瞰景観重点ゾーン	500㎡以上の行為
上記ゾーンを除く区域	3,000㎡以上の行為

### ●景観形成項目

開発行為	主な景観形成基準
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形改変を抑え、長大な法面やよう壁が生じないよう配慮</li> <li>・法面やよう壁を設ける場合は、分割配置等により圧迫感を低減し、天橋立や主要な視点場から容易に望見されないよう配慮</li> <li>・生じた法面及び開発区域外周の緑化を図る</li> </ul>
土石の採取・鉱物の採掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲から望見できないよう採取位置、方法を配慮</li> <li>・生じた法面の緑化を図る</li> <li>・行為場所や外周部での既存森林の保全に努める</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観との調和に配慮し、行為が最小限になるよう努める</li> <li>・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺め、周辺の植生との連続性に配慮した緑化に努める</li> </ul>
土石等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天橋立や主要な視点場から容易に望見できないよう位置、配置を工夫</li> <li>・天橋立や主要な視点場及び沿道からの眺めに配慮し行為地外周の遮蔽緑化に努める</li> </ul>
水面の理立て又は干拓	・法面が生じる場合は、緑化を図る

## ■特定照明

届出対象	届出対象となる規模をもつ建築物及び工作物等について、観覧に供するための照明
主な景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照らす対象を絞り、控えめな照射とする。</li> <li>・上方照射する場合は、漏れ光がないよう設置角度に配慮する。</li> </ul>